

光が丘第四中学校跡施設活用庁内調査結果

No.	カテゴリー	機能・施設の概要	概要	必要規模	所管部署
1	一時移転	学校改築時における一時移転施設	学校改築については、工事期間が3年以上にわたることに加え、校庭に仮設校舎を建築するなど、児童生徒の教育活動への支障も大きい。学校改築の際の「改築ステーション」として活用することにより、校庭に仮設校舎を建設するコストの削減、工事期間の短縮を図る。	敷地全域	教育振興部
2	一時移転	区立障害者自立支援施設(通所)の改修等における一時移転施設	区立障害者自立支援施設(通所)の改修時の一時移転施設として活用する。	校舎1フロア	福祉部
3	一時移転	心身障害者福祉センター(障害者通所施設)の一時移転施設	中村橋区民センターの大規模改修時の心身障害者福祉センター(障害者通所施設)の事業実施場所として活用する。	(床面積) 920㎡(現施設と同程度)	福祉部
4	医療	練馬光が丘病院の整備	練馬光が丘病院については、旧光が丘第七小学校跡施設を移転改築先として検討を続けてきたが、周辺住環境への影響、地下駐車場設置による建設費の高騰、敷地南側区道上の中央分離帯による車両進入の不便等の課題解決が図れていない。光が丘第四中学校敷地を合わせて検討することでこれらの課題解決を図り、今後必要な機能を確保しつつ、周辺環境に配慮した移転改築を実現する。	敷地全域	地域医療担当部
5	福祉	特別養護老人ホームの整備	平成28年12月末時点、約1,360人の特養待機者が発生している。今後も、高齢者人口は増加し、要介護認定者数の増加も見込まれることから整備を進める必要がある。一方、特養の整備には広大な土地が必要であり、適地を確保することが難しくなっている。	(延床面積) 3,800㎡(100人規模) 校舎を活用せず、新規に建物を整備	高齢施策担当部
6	防災	物流拠点機能をもつ倉庫の整備	物流拠点には物資受け入れの搬入口と仕分け後の搬出口の設置、フォークリフトによる物資の移動スペースが必要となるが、既存の物流拠点(総合体育館・光が丘体育館)を望ましい施設に改修することは困難であるため、新たに物流拠点機能を持った倉庫の整備を図る。	(床面積) 500㎡程度	危機管理室